

CONTENTS

- 企業法務コラム 身元保証契約の落とし穴
- 顧問チャット活用事例 業務用の自動車が事故に遭った場合の損害
- グレイス・ニュース 税理士法人グレイスのご案内

TOPICS 企業法務コラム

身元保証契約の落とし穴

弁護士
大武 英司



従業員を採用する際に「身元保証契約」を締結する事業主様は少なくないのではないでしょうか。身元保証契約とは、従業員において雇用契約に基づく業務に不履行がある場合や、従業員が売上金を着服した場合等によって使用者が被った経済的な損害を身元保証人に支払わせる内容の契約をいいます。ところが、なかには法律上の規制に触れる内容の契約を見ることがあります。

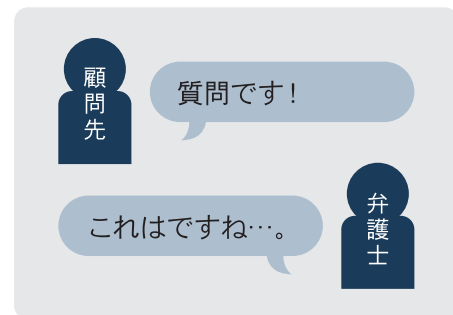
まず、身元保証契約の期間は5年を超えることができず、5年を超えた期間を定めたとしても5年に短縮されます。期間満了時に契約を更新することはできますが、やはり更新したときから5年を超えることはできず、自動更新も認められないと解されています。

また、身元保証契約は、保証人となる時点でどれだけの金額を保証するのかが分からないケースが多いです。このような契約を根保証契約といい、その場合のルールとして、「極度額」の定めがあります。これは、保証人となる者が個人である場合、保証人が支払いの責任を負う金額の上限を定めなければならないというルールです。極度額の定めがない場合、その根保証契約は無効となるため、特に注意しなければなりません。極度額は任意に定めることができますが、その額が不当に高すぎる場合にはやはり無効とされる場合があります。

身元保証契約を締結しても、同契約が無効とならぬよう、同契約を利用される方はその内容をしっかりチェックしてください。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP
1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP
2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP
3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
67

業務用の自動車が事故に遭った場合の損害



相談者
X社様

当社が所有している業務用のワンボックス車が、信号待ち中に追突されるという事故に遭いました。修理の見積をとったところ、修理費用は150万とのことだったのですが、加害者側の保険会社は車の時価である70万円しか支払わないと言っています。たしかに、当社のワンボックス車は新車登録から15年が経過し、走行距離も15万キロを超えているのですが、70万円では修理もできないし、新しい車両に買い替えるのも困難です。また、当社は、事故に遭った車両で、荷物の配送をしているのですが、車両が事故に遭ったことで、営業ができなくなりました。営業ができなくなったことについて、保険会社に賠償金を請求できるのでしょうか。

修理費が、車両の時価と買替諸費用（自動車取得税、消費税、検査・登録法定費用、車庫証明法定費用等）を上回る場合、法律上「経済的全損」とされ、車両時価と買替諸費用の合計額の賠償にとどまるのが原則です。したがって、今回は70万円+買替諸費用が請求できるにとどまります。また、業務用車両で営業に支障が出た場合は、使用できなかった期間の営業損害（休車損害）を別途請求できる可能性があります。事故前の売上や配送実績などの資料をもとに損害を立証することになります。ただし、他の保有車両で業務が代替できる場合等は、休車損害は認められません。



回答した弁護士

弁護士
永瀬 友也

税理士法人グレイスのご案内

平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

このたびグレイスグループは、2025年9月に新たな一歩として「税理士法人グレイス」を発足する運びとなりました。

これまで私たちは、弁護士法人・社会保険労務士法人・行政書士法人として、法務・労務・行政手続を幅広くサポートしてまいりました。

そして税理士法人を加えることで真のワンストップサービスを実現し、より企業の皆様のお役に立てよう努めてまいります。

今後も、各分野の専門家が緊密に連携し、総合力と専門性を兼ね備えた最適な解決策をご提供してまいります。

引き続き変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

詳細は同封のDMをご覧ください。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

☑ 役員の任期満了時期が把握できていない

☑ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注: 100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間: 平日9:00 ~ 17:30

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35 4階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区八野通 5-1-27 2階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1 7階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1 6階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27 32-4 7階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1 8 階
Tel 095-895-5557